

佐渡市立畑野中学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

《基本理念》

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせる恐れがある。よって、当校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を講じる。

《いじめの定義》

いじめとは、「生徒に対して、その生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

「いじめ防止対策推進法」第2条による

《学校及び職員の責務》

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係諸機関との連携を図りながら、全校体制でいじめの未然防止と早期発見・即時対応に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、良好な人間関係形成能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 保護者並びに地域住民や関係諸機関との連携を図り、いじめ防止に資する「生徒の自主的活動」を支援する。

ウ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために、保護者・地域・関係諸機関に対して道徳の授業公開を実施する。

② いじめの早期発見・即時対応のための措置

ア いじめを早期に発見するために、在籍する全校生徒に対する「教育相談アンケート」を毎月（8月・3月を除く）実施する。また、その集計結果を全職員で共有し、きめ細かにいじめの予兆を捉える。

イ 各学期に1回、全校生徒を対象とする「教育相談」を実施する。

ウ 「スクールカウンセラー」及び「心の教室相談員」の活用を促すために、相談体制・相談環境を整備する。

③ いじめの防止等のための対策に従事する職員の資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する職員研修を年間研修計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、「発信される情報の高度な流通性」「発信者の匿名性」「その他インターネット等を通じて発信される情報の特性」を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめの防止と、いじめ事案発生時に効果的対応ができるよう、必要な啓発活動として外部講師を招いての「携帯・ネットトラブル防止教室」を開催する。

インターネット上への不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、学校は直ちに所轄の警察

署に通報する。学校単独で対応が困難と判断した場合には、市教育委員会と連携しながら、外部の専門機関に援助を求めるなどの対処をする。

(2) 学校いじめ防止基本方針の策定上の留意事項

- ① 策定及び改訂に当たっては、方針を検討する段階から保護者等の意見や参画を得て、家庭や地域と連携した学校いじめ防止基本方針となるよう努める。
- ② 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、策定及び改訂に際し、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- ③ 策定した学校基本方針は、生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなど、工夫を行い周知を図る。

3 学校におけるいじめの防止対策等のための組織

学校基本方針に基づき、校長の強力なリーダーシップの下、いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を有する「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を有する「いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

◎生徒指導主事、校長、教頭、養護教諭、各学年主任、スクールカウンセラー、心の教室相談員、PTA会長、畑野地区青少年健全育成協議会長

*重大ないじめ事案が発生した場合は、佐渡西警察署畑野駐在所長も構成員に加える。

〈活 動〉

ア アンケート調査及び教育相談に関すること

イ いじめ問題に対する生徒・保護者・地域住民の理解を深めること

ウ いじめ事案発生時の対応

〈開 催〉

学期1回を定例会とする。ただし、いじめ事案発生時はその都度開催する。

(2) いじめ対策委員会の想定される役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ② いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③ 生徒の問題行動等のいじめの疑いに関する情報を収集し、記録し、共有する。
- ④ いじめの疑いに関する情報があつたときには、学校が組織的に対応するための中核となる。

(3) いじめ対策委員会の運営上の留意事項

- ① いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有でき、組織的に対応できることが重要である。いじめへの対処に関する判断は、いじめ対策委員会が中核となって組織的に行う。
- ② いじめ対策委員会は、自校のいじめの防止等の取組についてPDC Aサイクルで検証と改善を行う。具体的には、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画に沿って進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等を行う。
- ③ いじめ対策委員会が、情報の収集と記録、情報共有を行うことができるよう、各教職員は、ささいないじめの兆候や懸念、生徒や保護者等からの訴えを、抱え込まずに全て同委員会に報告・相談する。

4 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動を充実する。
- ② 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を提供し、

集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学校風土をつくる。

- ③ 他者との交流や関わり合いなどを通して、困難に対して協力しながら問題解決を図る意欲や態度など、生徒の社会性を育成する。
- ④ 教職員が自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、学校全体で言語環境の整備に努める。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい場合が多い。そこで、日頃から生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であってもいじめではないかとの危機意識をもって的確に関わり、積極的な認知に努める。
- ② いじめを早期に発見するために、在籍する全校生徒に対するアンケート「心の健康チェック」を毎月（8月・3月を除く）実施する。また、その集計結果を全職員で共有し、きめ細かにいじめの予兆を捉える。アンケートの結果に応じて、即時「教育相談」を行う。
- ③ 各学期に1回、全校生徒を対象とする「教育相談」を実施する。
- ④ スクールカウンセラーの活用を促すために、相談体制・相談環境を整備する。
- ⑤ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭や地域と連携して生徒の見守りを継続する。
- ⑥ 生徒及び保護者等がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、学校及び教育委員会のいじめ相談の窓口を明確にし周知を図る。
- ⑦ 保護者が、その保護する生徒の家庭における様子を注意深く観察し、いじめの兆候をいち早く把握できるよう支援する。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ② 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に保護者に対しては、誠意ある対応に心掛け、責任をもって説明する。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援を行う。また、いじめを行った生徒に対して毅然とした態度で指導するとともに、その保護者への誠意ある対応と助言も継続的に行う。
- ④ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために、必要と認められる場合は保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習できる環境を整える。
- ⑤ いじめ関係者間における争いを生じさせないよう、いじめに係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、佐渡市教育委員会及び佐渡西警察署等と連携して対処する。
- ⑦ 法第23条第1項の規定によるいじめの通報を受けた場合、事実の有無の確認を行うとともに、事実がなかった場合でも、その事実確認の結果を市教育委員会に報告する。

(4) 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策を適切に行うため、PTA、子ども若者相談センター、学校警察等連絡協議会、青少年健全育成協議会等との連携を推進する。

5 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間に渡って学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、佐渡市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 佐渡市教育委員会と協議の上、当該事態に対処する特別組織を設置する。

- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽することなく、いじめの実態把握及びいじめに対する適切な措置を講ずるために、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめ防止のための取組に関すること
- ② いじめの早期発見・即時対応のための取組に関すること

平成26年 1月21日 策定

平成26年11月28日 改訂